

ID: 1961

担当部署: 環境課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	気候変動適応法 第23条第5項		
法令番号	平成30年法律第50号		
【基準】 法第23条第5項の規定による。 (熱中症対策普及団体) 第23条 5 市町村長は、普及団体の熱中症対策普及事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該普及団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日